

射水市 産後ケア事業

対象者 射水市内に住所のある産後4か月未満（訪問型は1年未満）のお母さんと赤ちゃんで、心身のケア、育児のサポートを必要とする方。

※ 医療行為が必要な方は利用できません。

内容 出産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、お母さんの心身のケアや授乳、赤ちゃんのお世話などについてアドバイスをを行い安心して子育てができるようサポートします。

※ 産後の心身のケアや育児のサポート以外の目的での利用はできません。
（利用対象外の例：託児、受診の介助、兄弟の世話、別室で作業をしたい、家事支援 等）

宿泊型 病院などに宿泊してケアを受けます

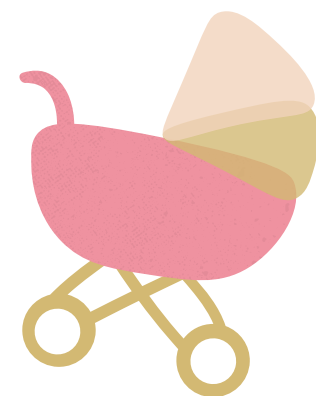
日帰り型 病院や助産院に通い、日帰りでケアを受けます

訪問型 助産師がご自宅に訪問してケアを行います



注意事項

- ・訪問型は里帰り先への利用はできません。住民票のある自宅に訪問します。
- ・兄弟（上のお子さんなど）と一緒に利用することはできません。
- ・キャンセルや変更は、早めに利用施設へご連絡ください。
- ・産後ケア事業利用中に体調不良となった場合は、医療機関への受診をお勧めします。
- ・利用回数の管理は「産後ケア利用管理カード」をご活用ください。
利用の上限を超えて利用することがないようにご注意ください。
- ・手続きには時間を要します。早急にご利用を希望の場合はご相談ください。
- ・利用にあたり、申請の内容やその他利用者の情報を、市と実施施設が共有します。



詳しくはホームページをご確認ください

要申請

- 詳しい利用方法
- 利用料
- 実施内容
- 利用できる施設
- 注意事項
- 各種様式 など



ホームページ

